

○富田林市子ども医療費の助成に関する条例

平成5年10月1日

条例第18号

最近改正 平成26年7月1日条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの健全な育成に寄与し、もって児童福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 出生の日から15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 医療費 規則に定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）に関する法令の規定による療養の給付、入院時食事療養費（病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護（以下「入院等」という。）と併せて行うものに限る。以下「食事療養費」という。）又は保険外併用療養費及び療養費の支給若しくは家族療養費の支給の対象となる医療費をいう。
- (4) 自己負担費用 医療保険各法その他の法令により医療を受けた者又は世帯主若しくは組合員（世帯主又は組合員であった者を含む。）が支払うべき額をいう。

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有する子どもとする。

2 前項の規定による対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、医療費の助成を受けることができない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）により保護を受けている者

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する児童福祉施設に入所している者

3 第1項の規定による対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、医療費（食事療養費を除く。）の助成を受けることができない。

(1) 富田林市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第25号）により医療費の助成を受けることができる者

(2) 富田林市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年条例第25号）により医療費の助成を受けることができる者

（助成の範囲）

第4条 市は、対象者（前条第2項各号及び同条第3項各号に掲げる者を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときに医療費を助成し、その助成額は自己負担費用（被保険者又は組合員に対し保険者又は組合から家族療養附加金が支給される場合又は法令の規定により対象者に対し国又は地方公共団体から自己負担費用について医療に関する給付が行われる場合は、その額を控除した額）から規則で定める一部自己負担額を控除した額とする。

(1) 医療保険各法の規定により、対象者の医療に関する療養の給付、食事療養費、保険外併用療養費、療養費、特別療養費及び家族療養費の支給を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、他の法令の規定による対象者の医療に関する給付を受けたとき。

（助成の期間）

第5条 この条例による医療費の助成は、対象者の出生の日（新たに本市に住所を有することとなった場合は、その日）から15歳に達する日以後における最初の3月31日まで行う。

（助成の申請）

第6条 この条例による医療費の助成を受けようとする対象者の保護者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

（医療証の交付）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その資格を審査し、申請者に規則で定める医療証を交付する。

（医療証の提示）

第8条 医療証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）が、市長と契約を締結した病院、診療所又は薬局（以下「契約医療機関」という。）において療養を受けようとするときは、医療証を提示しなければならない。

（助成の方法）

第9条 医療費の助成は、助成する額を市長が契約医療機関に支払うことによっ  
て行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、申請者に支払  
うことにより医療費の助成を行うことができる。

（損害賠償との調整）

第10条 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、当  
該損害賠償額の限度において、第4条の規定により助成すべき額の全部若し  
くは一部を助成せず、又は既に助成した額に相当する金額を返還させるこ  
とができる。

（不正利得の返還）

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により助成を受けた者がるときは、  
その者に対し、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還さ  
せることができる。

(譲渡等の禁止)

第12条 この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(届出義務)

第13条 受給者に住所、氏名その他の事項の変更があったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 受給者が死亡したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以降の乳幼児の医療に係る医療費から適用する。

附 則 (平成6年条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の富田林市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、平成6年10月1日以降の乳幼児の医療に係る医療費について適用し、同日前の乳幼児の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成10年条例第10号)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

2 改正後の富田林市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、平成10年4月1日以降の乳幼児の医療に係る医療費について適用し、同日前の乳幼児の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成11年条例第4号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第8号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第4号）

- 1 この条例は、平成13年6月1日から施行する。
- 2 改正後の富田林市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、平成13年6月1日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。

附 則（平成13年条例第5号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の富田林市老人医療費の助成に関する条例、第2条の規定による改正後の富田林市乳幼児の医療費の助成に関する条例、第3条の規定による改正後の富田林市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例及び第4条の規定による改正後の富田林市母子家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。

附 則（平成14年条例第32号）

- 1 この条例は、平成15年2月1日から施行する。
- 2 改正後の富田林市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、平成15年2月1日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。

附 則（平成16年条例第7号）

- 1 この条例は、平成16年6月1日から施行する。
- 2 改正後の富田林市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、平成16年6月1日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。

附 則（平成16年条例第17号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の富田林市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例、第2条の規定による改正後の富田林市乳幼児の医療費の助成に関する条例、第3条の規定による改正後の富田林市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例及び第4条の規定による改正後の富田林市老人医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。

(一部自己負担額に関する特例)

- 3 この条例の施行の日から平成16年12月31日までの間は、第1条の規定による改正後の富田林市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第3条第1項中「負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額」とあるのは「負担すべき額」と読み替え、第2条の規定による改正後の富田林市乳幼児の医療費の助成に関する条例第4条中「控除した額) から規則で定める一部自己負担額を控除した額」とあるのは「控除した額)」と読み替え、第3条の規定による改正後の富田林市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例第3条中「負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額」とあるのは「負担すべき額」と読み替えるものとする。

附 則 (平成18年条例第26号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の富田林市乳幼児等の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。

附 則（平成23年条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の富田林市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。

附 則（平成24年条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の富田林市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。

附 則（平成26年条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の富田林市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。

## 富田林市規則第30号

### 富田林市子ども医療費の助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富田林市子ども医療費の助成に関する条例（平成5年富田林市条例第18号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(医療保険各法)

第2条 条例第2条第3号の規則に定める医療保険各法は、次に掲げる法律とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (4) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (5) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(一部自己負担額)

第3条 条例第4条第1項の規則で定める一部自己負担額（治療用装具の支給を除く。）は、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関（薬局を除く。以下この条において同じ。）及び同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関」という。）ごとに、1日につき500円とする。ただし、当該一部自己負担額は、同条に定める自己負担費用の額を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、食事の提供たる療養を受けたときの入院時食事療養費（病院又は診療所への入院（精神病床への入院を除く。以下同じ。）及びその療養に伴う世話その他の看護と併せて行うものに限る。）については、一部自己負担額を要しないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、条例第3条に規定する医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）が、同一の月に同一の医療機関において行う一部自己負担額の支払は、2日までとする。

4 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関における第1項及び前項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外につき、それぞれ別の医療機関とみなす。



- 5 対象者が同一の月に同一の医療機関において入院及び入院以外の療養を受けた場合における第1項及び第3項の規定の適用については、入院及び入院以外の療養は、それぞれ別の医療機関について受けたものとみなす。
- 6 対象者が同一の月に支払った一部自己負担額を合算した額が2,500円を超える場合は、当該月の一部自己負担額は2,500円とする。
- 7 前項の助成を受けようとする者は、医療費等助成申請書（様式第1号）に、支払った一部自己負担額に関する証拠書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長が医療機関又は審査支払機関から一部自己負担額の算定に必要な情報の提供を受けたときはこの限りではない。

（助成の方法の特例）

第3条の2 条例第9条ただし書に規定する特別の理由は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 第2条に掲げる医療保険各法の規定により子どもに係る療養費、家族療養費若しくは特別療養費が現に支給された場合（入院時生活療養費のうち入院時食事療養費に相当する療養費以外の給付又は精神病床への入院に係る給付を除く。）
  - (2) 条例第8条に規定する医療機関以外で療養を受けた場合
  - (3) 前条第6項に規定する額を超えた場合
  - (4) 前3号に定める場合のほか、市長が特別に必要ながあると認める場合
- 2 条例第4条第3項ただし書の規定による子ども医療費の助成を受けようとする者は、医療費等助成申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が医療機関又は審査支払機関から一部自己負担額の算定に必要な情報の提供を受けたときは、この限りでない。
- 3 前項の申請書には、当該医療について条例第4条第1項に規定する医療に関する給付が行なわれることを証明した書類、医療に要した費用に関する証拠書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

（医療証の申請）

第4条 条例第6条に規定する申請は、医療証（交付・更新・再交付）申請書（様式第2号。以下「医療証交付等申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 医療保険各法の規定による被保険者証又は組合員証
  - (2) 所得を証明する書類
  - (3) 前号に掲げるもののほか市長が必要と認めた書類
- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その資格を審査し、子ども医療証（様式第3号。以下「医療証」という。）を交付する。

3 医療証の有効期限は、15歳に達する日以後における最初の3月31日までとする。

4 医療証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、医療証の有効期間が満了したときは、当該医療証を直ちに市長に返還しなければならない。  
（医療証の再交付申請）

第5条 受給者は、医療証を破り、汚損し、又は紛失したときは、医療証交付等申請書により市長に医療証の再交付を申請することができる。

2 受給者は、前項の規定により医療証の再交付を受けた後、紛失した医療証を発見したときは、速やかに、その医療証を市長に返還しなければならない。  
（氏名変更等の届出）

第6条 条例第13条第1項に規定する規則で定める住所、氏名その他の事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 住所
- （2） 氏名
- （3） 加入医療保険
- （4） 資格喪失に関する事項
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項及び条例第13条第2項の規定による届出は、医療証資格（変更・喪失）届（様式第4号）に医療証を添えて行わなければならない。

（第三者行為による被害の届出）

第7条 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、医療費の助成を受け、又は受けようとする者は、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を直ちに市長に届け出なければならない。

（添付書類の省略）

第8条 市長は、この規則による申請書又は届書に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、同日以後の乳幼児の医療に係る医療費から適用する。

附 則（平成6年規則第21号）

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第9号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成13年規則第24号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年6月1日から施行する。
- （適用区分）
- 2 改正後の富田林市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行日以後の医療費について適用し、施行日前の医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成16年規則第15号）

- 1 この規則は、平成16年6月1日から施行する。
- 2 改正後の富田林市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成16年6月1日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。

附 則（平成16年規則第46号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。
- （適用区分）
- 2 改正後の富田林市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。

附 則（平成18年規則第9号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第32号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の富田林市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成18年7月1日から適用する。

附 則（平成18年規則第49号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。
- （適用区分）
- 2 改正後の富田林市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成20年規則第8号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年6月1日から施行する。
- （適用区分）

- 2 改正後の富田林市乳幼児等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年規則第 25 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の富田林市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の医療について適用し、同日前の医療については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年規則第 7 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 28 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の富田林市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年規則第 18 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に様式の規定に基づき作成した用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用し、又は所要の調整をした上で使用することができる。

附 則（平成 26 年規則第 38 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の富田林市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現に様式の規定に基づき作成した用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用し、又は所要の調整をした上で使用することができる。

附 則（平成 27 年規則第 43 号）

（施行期日）

第 1 条 この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この規則の施行の際、第 1 条の規定による改正前の富田林市生活困窮者自立支援法施行細則、第 2 条の規定による改正前の富田林市子ども医療費の助成に関する条例施行規則、第 3 条の規定による改正前の富田林市老人医療費の助成に関する条例施行規則、第 4 条の規定による改正前の富田林市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則及び第 6 条の規定による改正前の富田林市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

2 この規則の施行前に交付された住民基本台帳カードについては、その効力を失う時又は個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、この規則の施行後も、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年規則第 33 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。